

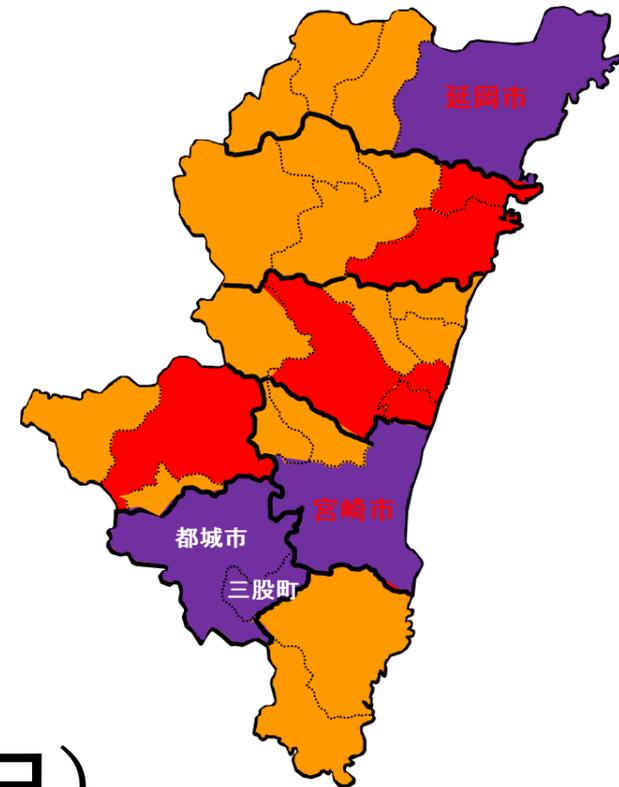
まん延防止等重点措置

【重点措置区域】

宮崎市、都城市、延岡市、三股町

(区域指定の考え方)

飲食店や会食関連のクラスターから感染が爆発的に拡大している宮崎市、延岡市を追加で指定



【指定期間】

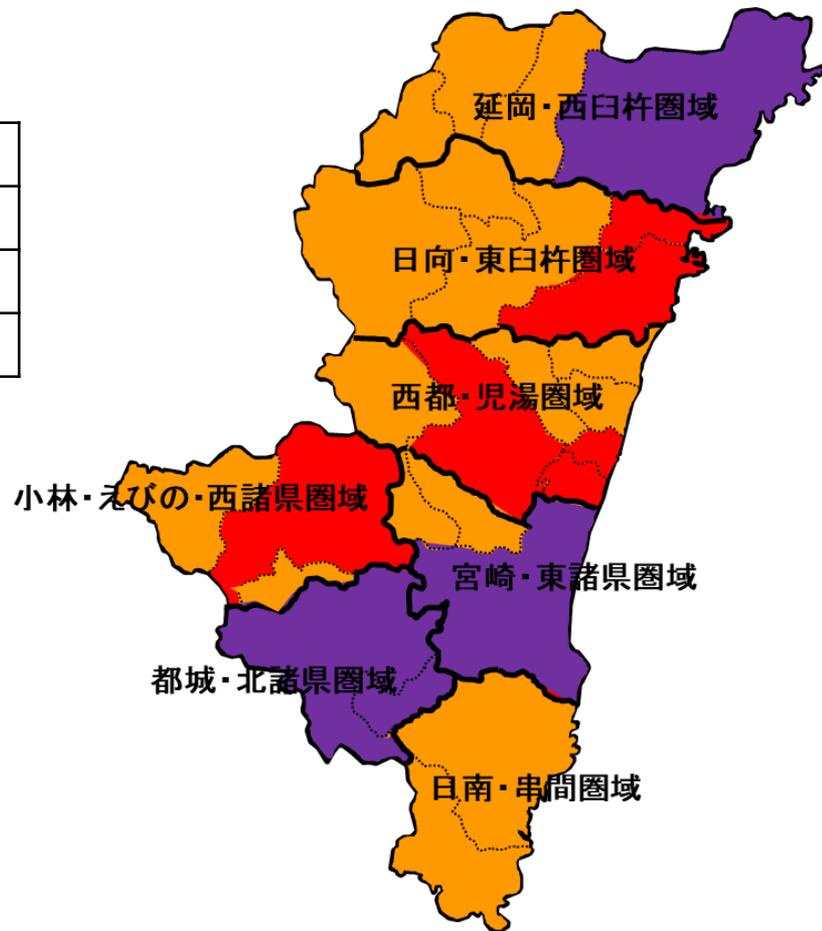
1月21日 (金) ~ 2月13日 (日)

「感染急増圏域（赤圏域）」の指定について

■小林市を「感染急増圏域（赤圏域）」に指定

【発令期間】

対象地域	指定期間
日向市、門川町	1月18日（火）～2月13日（日）
西都市、高鍋町、新富町	1月20日（木）～2月13日（日）
小林市	1月21日（金）～2月13日（日）



圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	県民への要請（飲食）	イベント主催者への要請
緑	感染未確認圏域 ・新規感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
黄	感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
オレンジ	感染警戒区域（※1） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用
赤	感染急増圏域（※2） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛（感染状況に応じて、外出自粛を要請）	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用

 : 「まん延防止等重点措置」区域

1月21日時点

「重点措置区域」の行動要請について

対象地域	宮崎市、都城市、延岡市、三股町
要請期間	1月21日（金）～2月13日（日）
外出・移動	<ul style="list-style-type: none"> ○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛 ○圏域（市町村）外への不要不急の外出・移動の自粛※① ○20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛※② ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛
会食※③	<ul style="list-style-type: none"> ○一卓4人以下、2時間以内 ○高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と
高齢者施設等の面会	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限（ガラス越しやオンラインでの面会を）
飲食店等への要請※③	<ul style="list-style-type: none"> ○20時までの営業時間短縮※② ○酒類提供の終日停止※②
イベント開催における制限※③	<ul style="list-style-type: none"> ○人数上限20,000人 ○会食につながる場面の制限
大規模集客施設等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ○入場者の整理 ○入場者に対するマスクの着用の周知 ○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置等）

※②

※①：通院、通学、通勤、日常の買物など生活に必要な外出やワクチン接種、選挙の投票のための外出は自粛の対象外
 ※②：特措法第31条の6第1項に基づく要請（その他は同法第24条第9項に基づく協力の要請）
 ※③：「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限の緩和は実施しない

赤圏域・オレンジ区域の行動要請について

感染状況の区分	対象地域	要請期間
感染急増圏域（赤圏域）	小林市、日向市、西都市、高鍋町、新富町、門川町	2月13日（日）まで
感染警戒区域（オレンジ区域）	全市町村（重点措置区域及び上記市町を除く）	

■外出・移動の自粛

- 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛
- 圏域（市町村）外への不要不急の外出・移動の自粛

通院、通学、通勤、日常の買物など生活に必要な外出やワクチン接種、選挙の投票のための外出は自粛の対象外

■会食の制限

- 一卓4人以下、2時間以内
- 高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と

「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による人数制限緩和は実施しない

■イベント開催における制限

- 人数上限20,000人
- 会食につながる場面の制限

■高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限

- ガラス越しやオンラインでの面会を

※着色部分は「感染急増圏域（赤圏域）」にのみ要請

飲食店等における営業時間短縮等の要請（特措法第31条の6第1項）

- 対象地域：宮崎市、延岡市
- 対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けている飲食店等
（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）
※認証店も非認証店も同じ取扱いとする。
- 営業時間短縮等：1月21日（金）～2月13日（日）
を要請する期間（1月21日（金）午後8時から2月14日（月）午前5時まで）
 - ※ 協力金については、1月24日（月）午後8時から2月14日（月）午前5時までに営業時間短縮に協力した場合に支給
ただし、1月21日、22日、23日から継続して協力した場合は、その分を加算
- 要請内容：午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わないこと
酒類の提供は終日停止
- 協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき
売上規模別に店舗単位で支給 ※次の内容で調整中

なお、感染状況により要請期間が短縮された場合、協力金は短縮された日数に応じて減額となります。

※ 「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

飲食店等における営業時間短縮等の要請（特措法第31条の6第1項）

- 対象地域：都城市、三股町
- 対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けている飲食店等
（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）
※認証店も非認証店も同じ取扱いとする。
- 営業時間短縮等：1月21日（金）～2月13日（日）
を要請する期間（1月21日（金）午後8時から2月14日（月）午前5時まで）

※ 協力金については、1月21日（金）午後8時から2月14日（月）午前5時まで
営業時間短縮に協力した場合に支給

- 要請内容：午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わないこと
酒類の提供は終日停止
- 協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき
売上規模別に店舗単位で支給 ※次の内容で調整中

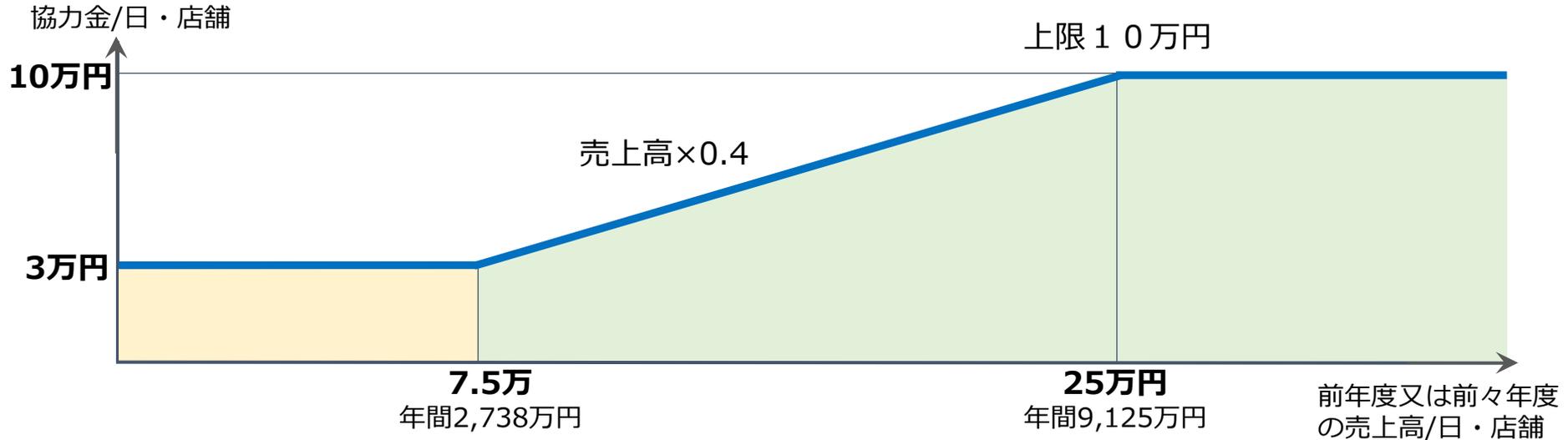
なお、感染状況により要請期間が短縮された場合、協力金は短縮された日数に応じて減額となります。

※ 「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

売上規模別協力金について

1 中小企業（小規模事業者、個人を含む。）

1日当たりの協力金額：1日当たりの売上高×0.4（3万円～10万円）



2 大企業（中小企業も選択可）

【計算式】

1日当たりの協力金額：前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4

【上限額（1日当たり）】

20万円

大規模集客施設への要請（特措法第31条の6第1項）

- 要請対象：宮崎市、都城市、延岡市、三股町内の特措法施行令第11条第1項に規定する大規模集客施設（※）
- 要請期間：1月21日（金）～2月13日（日）

○入場をする者の整理等

入場者の密集を防ぐ整理・誘導、施設の入場者の人数管理・人数制限等

○入場をする者に対するマスクの着用の周知

○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止

○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置等）

※新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂 ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 等

イベントの開催制限（特措法第24条第9項に基づく協力の要請）

■要請対象：県内全域

■要請期間：1月21日（金）～2月13日（日）

○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

- ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内
- ・人数上限：5,000人

※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、20,000人まで追加可（大声なしが前提）

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による人数制限の緩和（収容定員まで）は実施しない

※1月22日までを周知期間とする。22日までに販売が開始されたチケットは、同日までに販売されたチケットに限り、キャンセル不要とする

※「重点措置区域」及び「感染急増圏域（赤圏域）に指定している地域では、上記の人数制限に加え、会食につながる場面（イートインコーナーやテーブルの設置等）を制限してください

■要請対象：県内全域

■要請期間：1月21日（金）～2月13日（日）

○業種別ガイドラインの遵守

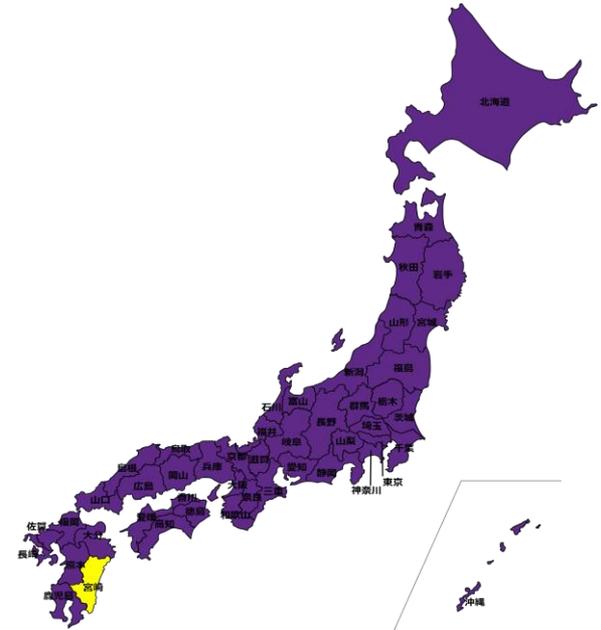
○テレワークの活用や時差出勤の促進

- ・ 接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤等を促進してください

県外との往来について

オミクロン株の影響により

全国的に過去にない
スピードで感染が急増！



当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

県外との往来自粛を！

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

来県自粛

をお願いします

文部科学省の衛生管理マニュアルに基づき「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」を制限

※重点措置区域 行わない

※それ以外の区域 実施について慎重に検討

■感染のリスクが高い学習活動（一部抜粋）

- 教科共通「長時間・近距離、対面のグループワーク」
- 音楽「近距離で行う合唱、リコーダー等演奏」
- 体育「密集する、近距離で組み合ったり接触する運動」